

10月診療分から 国民健康保険高額療養費制度の 限度額が変わります

1か月に医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合には、自己負担の限度額を超えた金額については高額療養費として国保が負担します。高額療養費を受ける場合には、申請が必要です。各支所総合窓口課で申請を行ってください。

改正される高額療養費制度の自己負担限度額等

70歳未満の方	上位所得者 (年間所得670万円以上)	139,800円+(医療費-466,000円)×1% (77,700円)
	一般	72,300円+(医療費-241,000円)×1% (40,200円)
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円(24,600円)

【10月以降】

70歳未満の方	上位所得者 (年間所得600万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% (83,400円)
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
	低所得者 (住民税非課税)	35,400円(24,600円)

70歳以上の方			自己負担限度額
		外来 (個人ごと)	
	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% (40,200円)
	一般	12,000円	40,200円
	低所得者(住民税非課税)		
	II	8,000円	24,600円
	I (年金収入65万円以下等)		15,000円

改正後

70歳以上の方			自己負担限度額
		外来 (個人ごと)	
	現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (44,400円)
	一般	12,000円	44,400円
	低所得者(住民税非課税)		
	II	8,000円	24,600円
	I (年金収入80万円以下等)		15,000円

※人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に変更されます。

(注)金額は1月当たりの限度額です。〈 〉内の金額は、多数該当(過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合

申請に必要なもの

- 医療機関の領収書
- 振込を希望する口座番号のわかるもの
- 認印

※詳しくは、保険年金課または各支所総合窓口課へお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課

☎ 65-0688

FAX 63-4582



11月は
「ねんきん月間」
です

社会保険庁では今年から11月を「ねんきん月間」とし、皆さん一人ひとりに年金を身近で大切なものと考え、公的年金制度の理解と信頼を深めていただく期間としています。

支給される年金

- 「年金」は将来支給される「老齢基礎年金」以外に次のものがあります。
- ① 障害基礎年金……不慮の病気やケガが原因で一定の障害の状態になった場合
 - ② 遺族基礎年金……不幸にも妻と小さな子どもを残して亡くなった場合等
- ※これらの年金を受給するためにも保険料はきちんと納めましょう。

免除される保険料

- 経済的な理由で保険料の納付が困難な場合には、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除される「申請免除」以外に次のものがあります。
- ① 学生納付特例制度……学生で保険料の納付が困難な場合
 - ② 若年者納付猶予制度……20歳以上30歳未満の方で保険料の納付が困難な場合
- これらの免除について詳しくは、草津社会保険事務所までご相談ください。

- ◆ また、納付した国民年金保険料は所得税や市民税を算出する際に、全額が社会保険料控除の対象として課税所得から差し引かれます。控除の対象となるのは、今年1月から12月までに納付された保険料の合計です。
- 年末調整や確定申告の際には、社会保険庁が発行する「社会保険料控除証明書」または領収証書が必要ですので大切に保管ください。

草津社会保険事務所 国民年金業務課 ☎ 077-567-2220
年金給付課 ☎ 077-567-1311 FAX077-562-9638
市保険年金課 ☎ 65-0688 FAX63-4582